

# 世田谷区立玉川小学校 PTA 規約

## 第1章 名称・所在地

第1条 この会は、玉川小学校PTAと称し、事務所を世田谷区立玉川小学校（以下「本校」という。）内に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、本校に在籍する児童（以下「児童」という。）の健全な育成を図り、併せて児童が属する家庭の保護者（以下「保護者」という。）および本校に勤務する教職員（以下「教職員」という。）相互の理解と親睦を深めることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会は、次の方針に基づいて運営する。  
(1) 政治的・宗教的・営利的活動をしない。  
(2) 本校の管理や人事に干渉しない。  
(3) 児童の教育と福祉のために活動する各種団体と協力する。

## 第4章 活動

第4条 この会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。  
(1) 教育環境の整備充実に関すること  
(2) 児童の校外生活指導に関すること  
(3) 児童の学習生活の充実および保健厚生に関すること  
(4) 保護者および教職員相互の研修と親睦に関すること  
(5) その他上記(1)ないし(4)に類すること

## 第5章 会員

第5条 この会は、この会の目的に賛同して入会した次の者を会員とする。  
(1) 保護者  
(2) 教職員  
2 保護者会員の議決権は1家庭にひとつとする。

第6条 この会に入会しようとする保護者または教職員は、この会に入会を届け出るものとする。

2 前項の届出は、入会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。

第7条 会員は、この会に退会を届け出ることにより、いつでも退会することができる。

2 前項の届出は、退会する旨を記入して署名した書面をこの会に提出して行うものとする。

3 会員は、次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 保護者の会員の家庭から本校に在籍する児童がいなくなったとき

(2) 教職員の会員が本校に勤務しなくなったとき

## 第6章 会 計

第8条 会員は、この会に年会費を納入しなければならない。

2 この会は、会員が納入する年会費およびその他の収入によって運営する。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 役 員

第10条 この会に次の役員を置く。なお、各役員の人数は必要に応じて増減することができる。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 書記

(4) 会計

第11条 役員は、細則の定めるところにより選任する。

2 役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、役員は、その任期中はもとよりその任期後も、新たに選出された役員への引継ぎ等を誠実に行うものとする。

3 役員の任期は1年とし、同一役職に留任する場合は2年を限度とする。

4 退会その他やむを得ない事由により会長が欠けたときは、新会長が選任されるまでの間、副会長が（校内担当）会長の職務を代行する。

5 退会その他やむを得ない事由により副会長（校内担当）、副会長（校外担当）、書記、会計が欠けたときは、役員会が保護者の会員の中から候補者を選出し、実行委員会の承認を受けて欠員を補充することができる。

第12条 教職員会員から役員会および各専門委員会担当教諭を選出するものとし、その選出は校長が委嘱する。

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| (1) 会長  | この会を代表し、会務をつかさどる。         |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。 |
| (3) 書記  | この会の議事等を記録する。             |
| (4) 会計  | この会の会計事務を処理する。            |

第14条 役員は、他の役員などを兼任しない。

## 第8章 会計監査委員

第15条 会計監査委員は1年生から5年生の児童の保護者から3名(うち1名は会計経験者が望ましい)を選出し、定期総会において承認を得るものとする。

第16条 会計監査委員はこの会の決算を監査し、その結果を定期総会において報告する。

第17条 会計監査委員は他のいかなる委員、係などの兼務はできない。

## 第9章 総 会

第18条 総会は、この会の最高意思決定機関であって、次のとおりとする。

- (1) 定期総会
- (2) 臨時総会

第19条 定期総会は年度に一度開催し、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 前年度の活動報告および決算報告の承認
- (2) 新年度活動計画および新年度予算の承認
- (3) 会計監査委員の承認
- (4) 年会費、その他この会の運営上重要と認められる事項

第20条 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、または全会員の議決権の5分の1以上の要求があったときに開催することができる。

第21条 総会は、いずれも会長が招集する。

- 2 災害などの緊急事態で総会の開催が困難な場合は、紙面または電磁的方法により決議事項を全会員に周知徹底に努めることで、総会を開催し、決議を行うことができる。

第22条 総会の日時、場所、議案は事前に全会員に通知する。

第23条 総会の定足数は、有効な委任状(電磁的方法を含む)を含めて全会員の議決権の10分の1とする。

- 2 総会の議決は、出席会員の議決権および書面または電磁的方法による議決権行使の3分の2以上とする。

## 第10章 実行委員会

第24条 実行委員会は、この会の最高執行機関である。

- 2 実行委員会は、全役員、各専門委員会の代表者1名以上、および各クラスの学級委員1名以上、係の責任者、特別委員会委員長、各専門委員会担当教職員でこれを構成する。
- 3 校長は、いつでも実行委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 役員会が必要と認めるときは、非構成員を実行委員会に出席させることができる。

第25条 実行委員会は、役員会が必要と認めるときに開催することができる。

- 2 実行委員会は、いずれも会長が招集する。

第26条 実行委員会は、総会の議決に基づきこの会の活動および運営について審議し、議決する。

- 2 実行委員会は、構成員に対し、その活動状況等について報告を求めることができる。

第27条 実行委員会の議決は、出席構成員の過半数による。

## 第11章 役員会

第28条 役員会は、全役員でこれを構成する。

- 2 役員会は、総会または実行委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。

## 第12章 各委員会など

第29条 各専門委員会などの委員の定数は、情勢等に応じて定める。

- 2 各専門委員会などの委員の選出方法については、実行委員会にて審議し、議決する。
- 3 各専門委員会などの委員は、保護者の会員から選出する。
- 4 各専門委員会などは、その構成する委員から選出された委員長1名以上を置く。
- 5 委員の任期は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までとする。委員長は、その任期中はもとよりその任期終了後も、新たに選出された委員長等への引継ぎ等を誠実に行うものとする。
- 6 特別委員会の任期は、同委員会の設置目的および予定されている活動内容に応じて会長が定める。
- 7 退会その他やむを得ない事由により専門委員会などの委員が欠けたときは、保護者の会員の中から委員を選出して欠員を補充することができる。

## 第13章 情報の取り扱いについて

第30条 会員は、会の活動を通じて知り得た個人情報等、秘密性の高い情報について、会の活動に必要な場合を除き、使用、開示してはならない。

2 会員の個人情報の取り扱いは、別に定める「玉川小学校個人情報取扱方法」に従う。

## 第14章 規約の変更

第31条 この規約を変更する際は、総会において出席会員の議決権および有効な委任状（電磁的方法等含む）の3分の2以上の賛成がなければ改定することができない。

2 災害などの緊急事態において改定が必要な場合は、暫定的な改定とし、次回総会において事後承認が得られなければ遡ってその効力を失う。

## 第15章 細則

第32条 この会の運営に関する必要な事項は、細則を定めて行う。

第33条 細則は、実行委員会の承認を得て、会長がこれを定める。

## 第16章 附則

制定	昭和33年11月28日	
改定	昭和35年 5月14日	
	昭和39年 3月 7日	
	昭和42年 3月 4日	
	昭和43年 4月 1日	
	昭和44年 4月 1日	一部改定
	昭和48年 4月 1日	一部改定
	昭和50年 4月 1日	一部改定
	昭和52年 4月 1日	一部改定
	昭和55年 3月20日	一部改定
	昭和55年11月 6日	一部改定
	昭和56年 4月 1日	一部改定
	昭和59年 4月 1日	一部改定
	昭和61年 4月 1日	一部改定
平成	4年 4月 1日	一部改定
平成	5年 4月 1日	一部改定
平成	6年 4月 1日	一部改定
平成	7年 4月 1日	一部改定
平成	8年 4月 1日	一部改定
平成	9年 4月 1日	一部改定
平成	10年 4月 1日	一部改定
平成	11年 4月 1日	一部改定
平成	15年 4月 1日	一部改定
平成	17年 4月 1日	一部改定
平成	20年 4月 1日	一部改定

平成21年	4月 1日	一部改定
平成22年	5月 12日	一部改定
平成25年	5月 9日	一部改定
平成27年	5月 8日	一部改定
平成29年	5月 9日	一部改定
平成30年	4月 1日	全部改定
令和 元年	12月 10日	一部改定
令和 2年	10月 7日	一部改定
令和 4年	3月 7日	一部改定
令和 5年	4月 1日	一部改定